

『南山神学』32号(2009年3月) pp. 209-228.

【研究ノート：典礼音楽史研究】

## グレゴリオ聖歌研究 (1)

西脇 純

### はじめに

第二ヴァティカン公会議の公文書『典礼憲章』(1963年)は、116条において、グレゴリオ聖歌を「ローマ典礼に固有な歌」と認め、「典礼行為において、他の点からは差異がないものとするれば首位を占めるべきものである」と規定した。これはグレゴリオ聖歌こそが「ことばと結ばれて荘厳な典礼の一部をなす」(同112条)にもっともふさわしい聖歌であるという認識に基づいている。

同時に『典礼憲章』は、グレゴリオ聖歌復興運動が実際の典礼における礼拝の営みとなって結実することを願い、続く117条でさらに「グレゴリオ聖歌の諸書の規範版」の完成と、教皇ピウス10世(在位1903-1914年)の委託により編集公刊されたいわゆるヴァティカン版(Editio Vaticana, 1905-1923年)の新たな「批判版」の出版などを要請している。

第二ヴァティカン公会議のこうした実践的な要請に応えるべく、その後のグレゴリオ聖歌研究は、従来の古写本のパレオグラフィ研究をさらに推し進め、セミオロジックな手法も取り入れつつ、グレゴリオ聖歌本来の演奏に近づく努力を積み上げてきている。2008年に発刊100周年を祝った『グラドゥアーレ・ロマーヌム Graduale Romanum』(1908年)は、1974年の改訂版でこそ第二ヴァティカン公会議後の『ローマ・ミサ典礼書』(1970年)への適応に留まったが、1977年には、ドイツのグレゴリオ聖歌研究者 Godehard Joppich の呼びか

けによって写本校訂に基づく本格的な改訂作業が始まり、1996年からは、改訂への具体的提言が『グレゴリオ聖歌論集』誌上に公刊されるようになった<sup>1</sup>。

さらに、『グラドゥアーレ・トゥリプレックス *Graduale Triplex*』（1979年）や『オフエルトリアーレ・トゥリプレックス *Offertoriale Triplex*』（1985年）などが果たしている役割も大きい。ヴァティカン版の四角符譜の上段と下段に2種の重要写本からのネウマを付したこれらの聖歌集は、ネウマからテキストの演奏ニュアンスを読み取ることができるため、聖歌演奏の質の格段の向上を促している<sup>2</sup>。

トゥリプレックスの登場は同時に、グレゴリオ聖歌古写本ではネウマが聖歌テキスト、すなわち聖書本文そのものに付されていることへの認識を新たにするきっかけともなった。グレゴリオ聖歌の主要テキストは他ならぬ聖書であり、典礼においては聖書は「神のことば」が今ここに響くものとして朗読され、また歌われる。典礼における聖書テキストの使用は、音響化された文字を介して神と対話する宗教行為にはかならない。聖歌古写本に付されたネウマも、旋律線の備忘のためのしるしではなく、聖歌テキストの一語一語を、典礼という神臨在の場でいかに「神のことば」にふさわしく響かせるか、そのための、いわば修辭学的な補助記号なのである<sup>3</sup>。

グレゴリオ聖歌のネウマが近代的な意味での「音符」ではなく「テキスト解釈の記号」であるとの認識は、一方で聖歌研究者に新たな関心を引き起こして

\*略記は S. M. Schwertner, *Theologische Realenzyklopädie. Abkürzungsverzeichnis. 2., überarb. und erw. Aufl.*, Berlin-New York 1994. に従った。

<sup>1</sup> L. Agustoni, R. Fischer, J. B. Göschl, G. Joppich [u. a.], *Vorschläge zur Restitution von Melodien des Graduale Romanum. Teil 1*, in: *Beiträge zur Gregorianik* 21 (1996) 7-42.

<sup>2</sup> 近代以降のグレゴリオ聖歌集の出版史のまとめを以下に読むことができる。L. Agustoni in Zusammenarbeit mit J. B. Göschl, G. Joppich, H. Rumphorst, *Gregorianischer Choral*, in: H. Musch (Hg.), *Musik im Gottesdienst. Ein Handbuch zur Grundausbildung in der katholischen Kirchenmusik. Bd. 1. Historische Grundlagen - Liturgik - Liturgiegesang*, Regensburg 1993, 221-238.

<sup>3</sup> Cf. G. Joppich, *Vom Schriftwort zum Klangwort*, in: *IAH Bulletin*, Groningen 1995, 89-122; Id., *Ein Beitrag zum Verhältnis Text und Ton im Gregorianischen Choral*, in: P. Becker [u. a.], *Zwischen Wissenschaft und Kunst*, Mainz 1995, 155-184.

いる。それは、グレゴリオ聖歌の成立当時の演奏家（修道士・修道女・聖職者たち）が、聖歌テキスト、すなわち聖書をどのように理解し、彼らの聖書解釈はどのように聖歌演奏に反映されていたかという問いである<sup>4</sup>。本研究は、こうした新しいグレゴリオ聖歌研究の関心にも学びつつ、ささやかながら、成立期とそれ以降のグレゴリオ聖歌を「典礼の場における神学行為（神を語り、神と語る行為）」としてとらえ直す新たな試みに着手しようとするものである。

もちろん、このような視座を獲得するためには、越えなければならない山が幾峰にも連なっていよう。まずは、グレゴリオ聖歌成立期（760-800年頃）の典礼のありようを理解することから始めなければならない。そこで本ノートでは、ローマ典礼とローマの聖歌歌唱とを範として自国の典礼と聖歌、すなわち後に「グレゴリオ聖歌」と呼び習わされることになった聖歌を整備していったフランク王国の典礼史を、主にカロリング朝の小ピピンの時代に焦点を絞って史料を辿りながら概観することにした。

## 1. アルプスを越えて

ニカイア派の信仰を受容したゲルマン諸族は、フランク王国ならずともローマ司教との関係を重視していた。ローマとの関係強化は、ローマ典礼の自領への導入によって目に見えるかたちをとったと推察される。

たとえば、バイエルン公テオド（Theodo, 在位 ca. 680 - ca. 717年）は、715年頃、「彼の部族からの最初の訪問者としてローマのペトロの墓の前で祈りをささげるために」ローマに赴いている<sup>5</sup>。テオドのローマ行は、宣教司教エメラム

<sup>4</sup> 中世の聖書解釈という視座からグレゴリオ聖歌解釈研究を試みたものの例として以下を参照。W. T. Flynn, *Medieval Music as Medieval Exegesis (Studies in Liturgical Musicology 8)*, Lanham - Maryland - London 1999; F. K. Prassl, *Gregorianische Gesänge als Zeugnisse für patristisches Schriftverständnis*, in: *Beiträge zur Gregorianik* 45 (2008) 41-56.

<sup>5</sup> L. Duchesne (ed.), *Le Liber pontificalis: texte, introduction et commentaire Tom. I*, Paris 1886, 398, l. 12-14: *Theodo quippe dux gentis Baioariorum cum alios gentis suae ad apostoli beati Petri limina orationes voto primus de gente eadem occurrit.*

(Emmeram, + ca. 680) がテオドの息子ラントペルト (Lantpert) によって殺害されたことを詫びるための旅だったともいう。しかし主な目的は、バイエルンにローマ直属の教会管区を設置するよう教皇グレゴリウス 2 世 (在位 715-731 年) に働きかけることにあった。当時ランゴバルド王国と同盟関係にあったバイエルンは、ローマ司教の権威を取り込むことでフランク王国からの影響を牽制しようとしたものと思われる<sup>6</sup>。

ローマでの交渉直後の 716 年 5 月、教皇はマルティニアヌス司教らをバイエルン特使として任命した。彼らに宛てた書簡 (5 月 15 日付) の中で、教皇は、バイエルン教会管区の設置には「ローマ教会の [司教] 座 [が定めた] 聖なる使徒伝来の形式と伝統および秩序にしたがって [ミサの] いけにえをささげ、典礼奉仕を行い、かつ詩編を唱えること」が不可欠との認識を示している<sup>7</sup>。書簡は続けて次のように要請する。

個々の教会において以下のことが留意されなければなりません。すなわち、それぞれの司祭もしくは奉仕者がどのように教会を管理するか、また、聖なる荘厳なミサ、他の日中および夜中の時課の勤め、あるいは新約聖書と

---

<sup>6</sup> Cf. Kurt Reindel, II. Christentum und Kirche, in: Handbuch der bayerischen Geschichte. Erster Band. Das alte Bayern. Das Stammesherzogtum bis zum Ausgang des 12. Jahrhunderts. Zweite, überarbeitete Auflage, München 1981, 177-233. 226-227; J. Jahn, Ducatus Baiuvariorum. Das bairische Herzogtum der Agilolfinger (MGMA 35), Stuttgart 1991, 73; W. Störmer, Frühes Christentum in Altbayern, Schwaben und Franken. Römerzeit und Frühmittelalter bis 798, in: Handbuch der bayerischen Kirchengeschichte. Bd. 1. Von den Anfängen bis zur Schwelle der Neuzeit. I. Kirche, Staat und Gesellschaft, St. Ottilien 1998, 1-93. 36-38; P. Segl, Bayern und Italien im Mittelalter. Aspekte ihres Verhältnisses, in: H. Dopsch [u. a.] (Hg.), Bayern und Italien: Politik, Kultur, Kommunikation (8.-15. Jahrhundert) (ZBLG Beiheft 18 = FS Kurt Reindel zum 75. Geburtstag), München 2001, 9-36. 34.

<sup>7</sup> MGH.L 3, 451-454. 451, l. 20-22: [...] his sacrificandi et ministrandi sive etiam psallendi ex figura atque traditione sancta apostolica ac Romanae sedis ecclesiae ordine [...].

旧約聖書の聖なる朗読のあり方をいかに遵守するかについては、聖なる使徒座に伝わる秩序にしたがって整備していただきたい。<sup>8</sup>

ここでは、バイエルンに新たに教区を設置するにあたってなによりもまず「聖なる使徒座」との典礼上の一致が求められている。これは、典礼の同一性がローマ教会との絆を表す一つの重要なファクターとみなされていたことを示すものであろう。

バイエルンへの教会管区の設置計画は、間もなくテオドが死去したことと(717年頃)その後の後継争いのためすぐには実現しなかった。この書簡のおよそ20年後、ようやく教皇グレゴリウス3世(在位731-741年)の代になって、別の形でボニファティウス(Bonifatius, 680-754年)によって実現することになる。すなわち、739年に教皇グレゴリウス3世はバイエルンへの教区の設置をボニファティウスに託し、これによりフライジング、レーゲンスブルグ、パッサウ、ザルツブルグの4教区が設立され、ボニファティウス自身がこれら4教区を統括することになったのである<sup>9</sup>。時のバイエルン公はオディロ(Odilo, +748年)であった。

ボニファティウスは時を移さず教皇に教区設置の報告をするが、これに対する教皇グレゴリウス3世の返書(739年)にも、前出グレゴリウス2世の716年の書簡と同様、設置された教区において「ローマの[司教]座[が定めた]

---

<sup>8</sup> MGH.L 3, 452, l. 2-6: Ut loco singularum ecclesiarum praevidentes, quomodo unusquisque sacerdos seu minister erga ecclesiam debeat conservare, vel qualiter sacra missarum sollempnia, sive cetera diurnarum atque nocturnarum horarum officia, sive etiam lectionum sacrarum novi et veteris testamenti ordinabilia praedicamenta studeat observare secundum traditum sanctae apostolicae sedis antiquitatis ordinem disponetis.

<sup>9</sup> Cf. Reindel, *Christentum* (N.B. 6), 229-230; Jahn, *Ducatus Baiuvariorum* (N.B. 6), 139-140; Störmer, *Frühes Christentum* (N.B. 6), 40-42.

聖であり普遍かつ使徒伝来の伝統」が教えられるようにとの指示が見出される<sup>10</sup>。

バイエルンの例は、「使徒伝来」を主張するローマ典礼の挙行が、ローマ教会との絆のいわば目に見えるしるしとみなされていたことを物語っている。

## 2. ボニファティウス

一方フランク王国では、メロヴィング家のクロードヴィヒ王 (Chlodwig, 在位 482-511 年) がニカイア派の洗礼を受けたものの、その後しばらくはフランク王を頂点とする国教会の様相を呈していた<sup>11</sup>。フランク王国が次第にローマとの関係を重視するに至った背景には、教皇グレゴリウス 1 世 (在位 590-604 年) をはじめとする歴代の教皇が直接ローマから宣教師をイングランドに派遣し<sup>12</sup>、かの地からの宣教師がさらに大陸に渡ってキリスト教化に努めた影響を看過することはできない。なかでも重要な役割を果たしたのは、先にも挙げたボニファティウスである。

<sup>10</sup> MGH.ES 1, 71-74. 72, l. 22-25: Itaque non desinas, frater reverentissime, docendo eos sanctam catholicam et apostolicam Romanae sedis traditionem, ut inluminentur rudes et viam salutis teneant, per quam possint ad aeterna premia pervenire.

<sup>11</sup> Cf. K. Schäferdiek, Art. Chlodwig, in: TRE 8 (1981) 1-2; A. Angenendt, Das Frühmittelalter. Die Abendländische Christenheit von 400 bis 900. 2., durchgesehene Auflage, Stuttgart - Berlin - Köln 1995, 169-182.

<sup>12</sup> たとえば教皇アガト (在位 678-681 年) の時代にローマを訪れたベネディクトゥス・ビスコップ (Benedictus Biscop, ca. 628-689 年) が、当時のローマの「使徒聖ペトロ教会の歌隊長で聖マルティヌス修道院長のヨハネス」をイングランドに招聘したことはよく知られている。Cf. Beda Venerabilis, Vita Quinque Sanctorum Abbatum I. (PL 94, 717B-717D): tertio quod ordinem cantandi, psallendi atque in Ecclesia ministrandi juxta morem Romanae institutionis suo monasterio contradidit, postulato videlicet atque accepto ab Agathone papa archicantore ecclesiae beati apostoli Petri et abbate monasterii beati Martini Joanne, quem sui futurum magistrum monasterii Britannias, Romanum Anglis adduceret. Qui illo perveniens, non solum viva voce quae Romae didicit ecclesiastica discentibus tradidit; sed et non pauca etiam litteris mandata reliquit, quae hactenus in ejusdem monasterii bibliotheca memoriae gratia servantur. Cf. Maurus Pfaff, Art. Gregorianik I, in: TRE 14 (1985) 191-196. 193-194; Lutz E. v. Padberg, Mission und Christianisierung. Formen und Folgen bei Angelsachsen und Franken im 7. und 8. Jahrhundert, Stuttgart 1995, 120-121.

イングランド出身のボニファティウスは、フリースランド宣教の後再び大陸伝道を志し、719年、教皇グレゴリウス2世（前出）から宣教委託を内容とする同年5月15日付の書簡を得た。さらに722年11月30日にローマで司教に叙階され教皇への従順の誓願を立てると、フランク王国において特に時の宮宰カール・マルテル（Karl Martell, 688/689-741年）の庇護を受けながらローマに目を向けた宣教を開始した<sup>13</sup>。

教皇グレゴリウス2世が719年にボニファティウスに宛てた書簡には、ローマ典礼の様式に従って入信の秘跡が授けられるようにとの指示がみられる。

神の導きによって信じる者となった洗礼志願者に授けられる〔入信の〕秘跡については、あなたに教えられている、わたしたちの聖なる使徒座の典礼様式を遵守することに努めていただきたい。<sup>14</sup>

当時のローマ典礼では、通常復活徹夜祭に執り行われた入信の儀式において、洗礼志願者への授洗の後に按手と聖香油による塗油とが行なわれ、この行為は通常司教のみに留保されていた。しかしこうしたローマの習慣はガリアでは知られていなかったようである<sup>15</sup>。また、当時は典礼上の相違のみなら

<sup>13</sup> Cf. Kurt-Ulrich Jäschke, Art. Bonifatius (Winfrith), in: TRE 7 (1981) 69-74. 70-73.; Angenendt, *Das Frühmittelalter* (N.B. 11), 270-272.

<sup>14</sup> Gregorius II, Ep. 1 (= PL 84, 496C-496D): *Disciplinam denique sacramenti, quam ad initandos Deo praevis credituros tenere studes, ex formula officiorum sanctae nostrae sedis apostolicae, instructionis tuae gratia praelibata, volumus ut intendas.*

<sup>15</sup> Cf. Angenendt, *Das Frühmittelalter* (N.B. 11), 331. 742年に開催されたゲルマニア公会議は、司祭には洗礼後の塗油のために町を訪れる司教を迎える用意がなければならないことを決議している。Cf. *Concilium Germanicum* (= *Briefe des Bonifatius, Willibalds Leben des Bonifatius: nebst einigen zeitgenössischen Dokumenten unter Benützung der Übersetzungen von M. Tangl und Ph. H. Külb, neu bearbeitet von Reinhold Rau* [AQDGMA 4b], Darmstadt 1968, 378-384. 380): *Et quodcumque iure canonico episcopus circumeat parrochiam populos ad confirmandos, presbiter semper paratus sit ad suscipiendum episcopum cum collectione et adiutorio populi, qui ibi confirmari debet.* 塗油の司教への留保は、次第に洗礼と切り離された「堅信 *confirmatio*」の典礼へと発展するきっかけ

ず教育の不備による混乱も少なくなかった。たとえば教皇ザカリアス（在位 741-752 年）は 746 年にボニファティウスに宛てた書簡のなかで、バイエルンでは洗礼が「in nomine patris et filii et spiritus sancti 父と子と聖霊の御名によって」ではなく、「in nomine patria et filia et spiritus sancti 祖国 [と] 娘 [と] 聖霊の御名によって」授けられた例があったとの報告を伝えている<sup>16</sup>。

「わたしたちの聖なる使徒座の典礼様式」の遵守を求める 719 年の教皇グレゴリウス 2 世の指示は、こうした混乱を正し、典礼生活の第一歩たる入信の時点からローマ典礼に忠実に従うことを求めたものといえる。教皇のこの書簡はフランク王国における典礼のローマ化の試みの嚆矢といわれる<sup>17</sup>。

### 3. 小ピピン

フランク王国とローマ教会との関係は、小ピピン（Pippin 宮宰 741-750 年、王位 751-768 年）の時代に、より強固になる。カロリング家出身だったピピンがフランク王位継承の正当性を得るため教皇ザカリアスの同意を取りつけ、751 年の自身の即位にあたっては、後述のメッツ司教クローデガングをはじめとするガリアの司教たちから塗油を受けたからである<sup>18</sup>。

折りしも、751 年にラヴェンナを征服したランゴバルド王国の脅威がローマに迫っていた。聖画像論争でローマとビザンツ帝国との間の神学上の軋みはますます大きくなってきており、ビザンツからの援軍を期待することはもはや不

となった。Cf. A. Angenendt, Bonifatius und das Sacramentum initiationis zugleich ein Beitrag zur Geschichte der Firmung, in: RQ 72 (1977) 133-183.

<sup>16</sup> Bonifatius, Ep. 68 (= Briefe des Bonifatius, *ibid.* [N.B. 15], 210-212. 210): Retulerunt quippe, quod fuerit in eadem provincia sacerdos, qui Latinam linguam penitus ignorabat et, dum baptizaret, nesciens Latini eloquii infringens linguam diceret: Baptizo te in nomine patria et filia et spiritus sancti.

<sup>17</sup> Cf. Angenendt, *Das Frühmittelalter* (N.B. 11), 270.

<sup>18</sup> Cf. J. Fleckenstein, Art. Pippin der Jüngere, in: LMA VI (2002) 2168-2170. 2169; H. H. Anton, Art. Salbung, in: LMA VII (2002) 1288-1292. 1289-1290. 塗油にボニファティウスが参加したか否かについては定かではない。これについて, Th. Schieffer, *Winfrid-Bonifatius und die christliche Grundlegung Europas mit einem Nachwort zum Neudruck 1972*, Darmstadt 1980, 259-260; Angenendt, *Das Frühmittelalter* (N.B. 11), 283-284 をも参照。

可能であった。窮地に立たされた教皇ステファヌス 2 世（在位 752-757 年）はピピンに助けを求め、ピピンはこれに応じて教皇をフランク王国に招き、754 年、盟約を結んでローマの防衛を保障する。一方、教皇ステファヌス 2 世もピピンとその息子たち（カールマンおよびカール、後のカール大帝）に塗油を施し、これがカロリング家の王位継承に正当性を与えたものと理解されてゆくことになる<sup>19</sup>。

Theodor Klauser によると、ピピンはおそらくこの年のうちに、ローマ典礼の導入を命ずる通達を王国内の司教らに送ったとみられる<sup>20</sup>。35 年後にカール大帝（Karl der Große, フランク王在位 768-814 年）が「一般教令 *Admonitio generalis*」（789 年）のなかであらためてローマ典礼の遵守を命じたときにも、カール大帝はかつてのピピンの定めを根拠にしている。

全聖職者に。わたしたちの父、故ピピン王が、神の聖なる教会の平和合一と使徒座との一致のためにガリア〔聖歌〕を取り止めたときに命じられたとおり、ローマ聖歌（*cantus Romanus*）を十全に学び、また、〔ローマ聖歌〕夜課や〔他の〕時課を通して秩序正しく遂行されるように。<sup>21</sup>

さらに、カール大帝の委託により著されたいわゆる「リブリ・カロリーニ *Libri Carolini*」（790-792 年頃）のなかには、ピピンの功績に加え 754 年の教皇ステ

---

<sup>19</sup> Cf. Angenendt, *Das Frühmittelalter* (N.B. 11), 284-285.

<sup>20</sup> Cf. Th. Klauser, *Die liturgischen Austauschbeziehungen zwischen der römischen und der fränkisch-deutschen Kirche vom achten bis zum elften Jahrhundert*, in: *HJ* 53 (1933) 169-189. 170.

<sup>21</sup> *Carolus Magnus, Admonitio generalis* 80 (= *MGH.Cap I*, 61, l. 5-8): *Omni clero. Ut cantum Romanum pleniter discant, et ordinabiliter per nocturnale vel gradale officium peragatur, secundum quod beatae memoriae genitor noster Pippinus rex decertavit ut fieret, quando Gallicanum tulit ob unanimitatem apostolicae sedis et sanctae Dei aeclesiae pacificam concordiam.* Cf. K. Levy, *A New Look at Old Roman Chant - II*, in: *Early Music History* 20 (2001) 173-197. 178.

ファヌスのフランク王国訪問もローマ聖歌のフランク王国導入のきっかけとなったことを窺わせる記述がみられる。

[フランク教会は] 当初から聖なる宗教 [であるローマ教会] との一致のうちであり、聖務の祝いにおいて (*in officiorum celebratione*) わずかな相違はあったものの、しかし信仰に反していたわけではなかった。わたしたちの父であり、尊く輝しく卓越せられた故ピピン王のご配慮とご努力とにより、またローマ司教、尊く聖なるステファヌスのガリアご訪問によって、[フランク教会は] 詩編唱のあり方においても (*etiam in psallendi ordine*) [ローマ教会] と一致することになった。それは、信仰の熱心さを等しくする者の間で詩編唱のあり方に相違が生じることのないようにするためであった。また、ただ一つの聖なる法 (聖書) の聖なる朗読において一致していた [両教会が]、ただ一つの歌唱の尊い伝統においても (*unius modulaminis veneranda traditione*) 一致するようになり、聖務の祝い方の違いが、ただ一つの信仰に向かう敬虔な心で結びついた [両教会を] 分離することのないようにするためであった。私たちは、神 [の摂理] によってイタリヤ王国をわれらに併合し、聖なるローマ教会の地位を尊んで、気高いハドリアヌス教皇の願いに応えようと努めた。確かに、それまで詩編唱に関して聖座の伝統を受け入れることを拒んでいた教会の多くも、今では細心の注意深さをもってこれを受け入れている。信仰の恵みに留まっていた者が、詩編唱のあり方においても [いまやローマ教会に] 留まっている。<sup>22</sup>

---

<sup>22</sup> *Opus Caroli regis contra synodum (Libri Carolini)* (= MGH.Conc 2, Suppl. 1, 135, l. 30 - 136, l. 23): *Quae dum a primis fidei temporibus cum ea perstaret in sacae religionis unione et ab ea paulo distaret - quod tamen contra fidem non est - in officiorum celebratione, venerandae memoriae genitoris nostri inlustrissimi atque excellentissimi viri Pippini regis cura et industria sive adventu in Gallias reverentissimi et sanctissimi viri Stephani Romanae urbis antestitis est ei etiam in psallendi ordine copulata, ut non esset dispar ordo psallendi, quibus erat compar ardor credendi, et quae unitae erant unius sanctae legis sacra lectione, essent etiam unitae unius modulaminis veneranda traditione*

ここで目を引くのは、この記述が明かすローマ聖歌の導入の目的である。詩編はそもそも典礼において、特にローマ典礼において最も重んじられてきた聖書の一書であり<sup>23</sup>、その歌唱は本質的には「聖書朗読」に他ならない。引用箇所では「ただ一つの聖なる法（聖書）の聖なる朗読 *unius sanctae legis sacra lectio*」と「ただ一つの（詩編）歌唱の尊い伝統 *unius modulaminis veneranda traditio*」とが修辭的に配置されている。歌唱の一致が（一致する）正典からの朗読に匹敵するほどの重要性を持つとの認識が示されていると読んでよいだろう。正典を同じくするということは信仰を同じくすることの証しでもあるから、ローマ教会の方法に合わせて詩編を歌うことはローマ教会と同じ信仰を表明するということになる。つまり、ローマ教会の「詩編唱のあり方」のフランク教会への導入は、ローマ教会との信仰の一致をより堅固にすることにその目的があった。典礼上の一致が信仰の一致を表現すると理解されたのである。「リブリ・カロリーニ」の記述はカール大帝時代のものであるが、先代のピピン時代の改革努力を継承しようとする姿勢が前面に出ている。ローマ典礼による統一化というフランク王国の典礼改革においてピピンが先駆的な役割を果たしたことはまず確実であろう。

#### 4. メッツのクローデガング

ピピンの時代に、ピピンの意向に沿って典礼改革を推し進めたのは、ピピンの信任を得たメッツ司教クローデガング（Chrodegang, 712/715-766年）であっ

---

*nec seiungeret officiorum varia celebratio, quas coniunxerat unice fidei pia devotio. Quod quidem et nos conlato nobis a Deo Italiae regno fecimus sanctae Romanae ecclesiae fastigium sublimare cupientes et reverentissimi papae Adriani salutaribus exhortationibus parere nitentes, scilicet ut plures illius partis ecclesiae, quae quondam apostolice sedis traditionem in psallendo suscipere recusabant, nunc eam cum omni diligentia amplectantur, et cui adhaeserant fidei munere, adhaerent quoque psallendi ordine. Cf. Levy, A New Look (N.B. 21), 178-179.*

<sup>23</sup> Cf. A. Gerhards, Die Psalmen in der römischen Liturgie. Eine Bestandsaufnahme des Psalmengebrauchs in Stundengebet und Meßfeier, in: E. Zenger (Hg.), Der Psalter im Judentum und Christentum (Herders Biblische Studien 18), Freiburg i. Br. 1998, 355-379.

た。彼は751年のピピンの即位式にあたっておそらく塗油を執行した人物であり、754年の盟約の際には教皇ステファヌス2世を迎えにローマに赴いている。742年頃にメッツの司教を任ぜられたが、754年のボニファティウスの死以降は事実上彼の後継者となってフランク教会の最高位に就き、典礼改革において中心的な役割を果たした<sup>24</sup>。

クローデガングがローマ聖歌と典礼習慣を自教区に導入したという記録は、783年に助祭パウルス（Paulus Diaconus, 720/725-800年以前）によって著された「メッツ司教列伝 *Gesta episcoporum Mettensium*」に残っている。

[クローデガング司教は]、自教区の聖職者たちに、神の法（聖書）とローマ聖歌（*romana cantilena*）とに習熟し、ローマ教会の習慣と取り決めに従うよう命じた。これは、それ以前のメッツ教会では全くなしえなかったことであった。<sup>25</sup>

メッツの聖職者たちは、クローデガングの指導の下、司教座聖堂の居住域内で共住生活を送っていた。この共住生活のためにクローデガングは「司教座聖堂参事会会則 *Regula canonicorum*」（755/756年）を著している。この会則はその後の司教座聖堂参事会会則のさきがけとなったが、ここでもクローデガングは、ローマ教会の慣習や制度に従うべきことをたびたび強調している<sup>26</sup>。

<sup>24</sup> Cf. *Vita Stephani* (= *Le Liber pontificalis: texte, introduction et commentaire* par L. Duchesne Tom. I., Paris 1886, 456, l. 5): *Et dum in Francia esset positus, Rodigango sanctissimo viro episcopo pallium tribuit et archiepiscopum ordinavit.* 「肩衣 *pallium*」は教会会議開催と司教叙階（授階）の権限を有する大司教の職位を表す着衣として教皇より贈られる慣わしだった。Cf. Angenendt, *Das Frühmittelalter* (N.B. 11), 288-291.

<sup>25</sup> Paulus Diaconus, *Gesta episcoporum Mettensium* (= MGH.SS II, 268, l. 8-10): *Ipsiumque clerum abundanter lege divina Romanaque imbutum cantilena, morem atque ordinem Romanae ecclesiae servare praecepit, quod usque ad id tempus in Mettensi ecclesia factum minime fuit.*

<sup>26</sup> 梅津教孝訳「メッツ司教クローデガングによる司教座聖堂参事会会則」M.-H. ヴィケール著、朝倉文市監訳、渡辺隆司・梅津教孝訳『中世修道院の世界—使徒の模倣者たち—』（八坂書房、2004年）171-242. 185. 193. 195. 236 頁参照（第2, 7, 8, 33章）。

会則はベネディクトゥスの会則にならって書かれ、聖職者たちの典礼と手作業を中心とする共住生活の規則が記されている。しかも典礼の遂行は歌唱によって行なわれたであろうことを窺わせる。

そしてまず、このために定められているその合図 [=終課の合図] が聞こえると、彼ら [=参事に属する聖職者たち] はどこにいても、すぐに彼らの居住域へ来なければならない。そして再びこの合図を聞くと、続いて全員が聖ステファヌスの教会 [=メッツの司教座聖堂] 内へ入り、それから神の御名において終課を唱えなければならない (*cantent*)。そして終課が唱えられると (*cantatum habuerint*)、その後は、翌日の定められた時間まで飲食してはならない。そして全員は沈黙を守り、いかなる者も翌朝第一時課が唱えられるまで (*usque mane post primam cantatam*)、必要もないのに他の者と話をしてはならない。<sup>27</sup>

中世の文献が典礼を扱う際には「cantare」はもちろんのこと「dicere」も「歌う」ことを意味する<sup>28</sup>。したがって、ローマ典礼の導入に努めたクロードガングの「会則」の存在は、ローマ聖歌のメッツ教会への導入の一つの傍証とな

---

<sup>27</sup> Chrodegangus Metensis, *Regula canonicorum* (= PL 89, 1100C-D): [...] et cum primitus illud signum, qui ad hoc ordinatus fuerit, auditum fecerit, statim, ubicunque fuerint, ad eorum claustra veniant; et cum iterum ipsum signum audierint, sic omnes in ecclesia sancti Stephani sint, et tunc in Dei nomine completorium cantent. Et postquam completorium cantatum habuerint, postea non bibant, nec manducent usque in crastinum legitima hora; et omnes silentium teneant, et nemo cum altero loquatur usque mane post primam cantatam, nisi si necesse fuerit, et hoc cum suppressione vocis cum grandi cautela, ut de illa alia mansione quae juxta est sua vox non audiatur; [...]. 訳は梅津教孝訳に依った（上掲書、188-189頁）。

<sup>28</sup> 中世の、神のことば（聖書）を響かせる場としての典礼においては、歌うことと唱えることの区別にさほどの重きはなく、いずれの場合も「高揚した語り *gehobene Sprache*」であった。「dicere」と「cantare」もその意味ではテキストと響きとの関係において同じ現象となりえた。Cf. Joppich, *Vom Schriftwort zum Klangwort* (N.B. 3); E. Kohlhaas, *Musik und Sprache im Gregorianischen Gesang* (AfMw.B 49), Stuttgart 2001, 66-74.

りうるであろう<sup>29</sup>。クロードガング自身、教皇ステファヌス 2 世をフランク王国に迎えるべく赴いたローマや、あるいはフランク王国への道中で、ローマ典礼とローマ聖歌に直接肌で触れたであろうし、フランク王国への旅路を共にした教皇の随行人の中にはローマのスコラ・カントールムの聖歌隊長（*primicerius*）と副聖歌隊長（*secundicerius*）も含まれていたのである。

神の聖なる教会の司祭と聖職者のなかから、[教皇ステファヌスは] オスティアアの司教ゲオルギウス、ノメントゥムの司教ウィルカリウス、司祭レオ、フィリップス、ゲオルギウス、ステファヌス、助祭長テオフィラクトゥス、助祭パルドゥスおよびゲムルス、聖歌隊長アンブロジウス、副聖歌隊長ボニファティウス、書記官レオおよびクリストフォルス、その他の者を選んだ。<sup>30</sup>

彼らは少なくともフランク王国に到着した 754 年 1 月からピピンらの塗油が行なわれた同年 7 月までは教皇とともに王国内に留まっていたとみられる。先に引用した「リブリ・カロリーニ *Libri Carolini*」（790-792 年頃）の記述とも併せて考えてみれば、教皇のフランク王国滞在中に、彼らローマのスコラ・カントールムの指導者たちが、フランク王国の聖職者たちに何らかの形でローマ聖歌の教授にあたったということも十分推察に値しよう<sup>31</sup>。

さらには、このようにしてローマ聖歌の訓練を受けた専門家がフランク王国各地で引き続き教育活動を行なったことも十分に考えられる。実はメッツにおいても、おそらくすでにクロードガングの司教在職中からローマ聖歌の教授が

<sup>29</sup> Cf. M. E. Ober, *The Role of Chrodegang of Metz (712-766) in the Formation of Western Plainchant* (Master Thesis), University of Pittsburgh 2006, 24-36.

<sup>30</sup> *Vita Stephani* (= *Le Liber pontificalis* [N.B. 24], 446, l. 17-20): *Et adsumens ex huius sanctae Dei ecclesiae sacerdotibus et clero, id est Georgium episcopum Hostense, Wilcharium episcopum Numentano, Leonem, Philippum, Georgium et Stephanum presbiteros, Theophylactum archidiaconum, Pardum et Gemmulum diaconos, Ambrosium primicerium, Bonifacium secundicerium, Leonem et Christoforum regionarios, seu et ceteros, [...]*.

<sup>31</sup> Cf. Ober, *The Role of Chrodegang* (N.B. 29), 10-13.

行なわれていた可能性がある。たとえば「アルクイヌスの生涯 *Vita Alcuini*」(829 頃)には、アルクイヌス (Alcuinus, 730/735 - 804 年) の弟子シグルフス (Sigulfus) がまだ若かりし頃、ローマでの典礼の勉強を了えた後さらにメッツに赴いて聖歌の指導を受けたという事例が紹介されている<sup>32</sup>。その時期は 760 年から 770 年の間という<sup>33</sup>。加えて、司教アンゲルラム (Angelram, 在位 768-791 年) の時代のもとのみられる文書には、メッツの聖歌歌手に支払われた俸給表が載っており、この時代のメッツに聖歌隊組織が整っていたことを示している<sup>34</sup>。もし聖歌指導を組織的に行なう教育機関がメッツになく、その教育機関が留学生を集めるほどの名声を得ていなかったとすれば、シグルフスのメッツ逗留もおそらくなかったものと思われる。

## 5. ローマとの人的交流

さて、先に教皇ステファヌス 2 世のフランク王国訪問の際、ローマの聖歌隊長と副聖歌隊長とが随行団に加わっていたことに触れたが、ローマとフランク王国の間ではその後も引き続き、ローマ聖歌の修得を目指した人的交流が行われている。

たとえば、760 年頃、ピピンの兄弟でルーアン司教のレミギウス (Remigius / Remedius, + 772 年頃) が典礼の勉強のためにローマに派遣されている。帰国にあたってレミギウスは当時のローマのスコラ・カントールムの副隊長だったシメオンをルーアンに招待し、自教区の聖職者へのローマ聖歌の指導を彼に託した。ところが、間もなくローマのスコラ・カントールムの聖歌隊長が急逝し、

---

<sup>32</sup> *Vita Alcuini* 8 (= MGH.SS 15, 1, 189): Quo in tempore sociatur illi vir Deo amabilis, animi carnisque nobilitate insignis, Sigulfus presbiter, custos Eboricae civitatis ecclesiae, perpetuo ut illi iam haereret, qui suo cum avunculo Autberto presbitero puer partes has petierat, Romamque ecclesiasticum ordinem discendum ab eo ductus fuerat, necnon Mettis civitatem causa cantus directus.

<sup>33</sup> Cf. W. Lipphardt, *Der karolingische Tonar von Metz* (LQF 43), Münster 1965, 2; Mary, *The Role of Chrodegang* (N.B. 29), 16-17.

<sup>34</sup> Cf. Lipphardt, *Der karolingische Tonar* (N.B. 33), *ibid.*

シメオンが隊長職を継ぐことになってローマに呼び戻されてしまう。教皇パウル1世（在位 757-767 年）が 761 年から 767 年の間にピピンに宛てたとされる書簡には、スコラ・カントールムの聖歌隊長ゲオルギウスの突然の死によってその後継者となるべくローマに召還されたシメオンのもとに、ルーアンの聖職者たちが送られ、彼らへの聖歌教育の継続が可能になったという記録が残っている<sup>35</sup>。

貴下の書簡のなかに、貴下のご兄弟、神に愛されたレミギウスの〔教区の〕聖職者方（monachi<sup>36</sup>）に詩編歌唱（psalmodii modulatio）を修得するために、スコラ・カントールムの〔現〕聖歌隊長シメオンが託されるべきでしたのに、彼が貴国に滞在していた間に身につけることができず、聖職者方が完全には修得できなかったことを、貴下のご兄弟が悲しんでおられるとありました。恵み深い王、キリスト教徒であられる陛下、もしスコラを率いていたゲオルギウスが亡くならなかったなら、シメオンを貴下のご兄弟へのご奉仕から呼び戻すことはなかったでありましょう。しかし前述のゲオルギウスの逝去により、後継者であるシメオンがその任に着くことになりましたので、スコラの養成のために彼をローマに召還したという次第です。貴下および臣下の方々をお悩ませする意図は何としてもございません。むしろ、申し上げましたとおり、貴下への愛情に固く留まって、喜んでできるかぎり貴下のご意向に副う所存です。そこで、貴下のご兄弟の前述の聖職者方をシメオンに託し、ふさわしくお迎えし、彼らに完全な修学が認められるまで、たゆまぬ訓練を通して彼らに詩編歌唱が教えられるよう彼に命じました。卓越せる貴下のご満足と貴下のご兄弟のお喜びのため

<sup>35</sup> Cf. Klauser, *Die liturgischen Austauschbeziehungen* (N.B. 20), 177.

<sup>36</sup> 8・9 世紀の少なくともローマでは、司教の下で共住生活を営む聖職者たちも「monachus」と呼ばれた。Cf. Klauser, *Die liturgischen Austauschbeziehungen* (N.B. 20), *ibid.*

に、教会の教え〔に基づく〕聖歌が保持されるよう最善の注意を尽くして措置を施しました。<sup>37</sup>

## 6. 伝承の困難さ

ローマ典礼とローマ聖歌をフランク王国に導入するには、こうした人的交流に加え、関連するさまざまな典礼書写本を調達する必要もあった。教皇パウロ1世がピピンに宛てた書簡（758-763年頃）には、ピピンの要請を受け、古典や教父著作とともに典礼書がフランク王国に送られた旨が認められている。

卓越せられ優れし貴下に私どもが入手しえた限りの書物、すなわち、交唱集（antiphonale）および応唱集（responsale）、ギリシア語で書かれたアリストテレスの文法論、偽ディオニシオスの幾何学論、正書法論、文法論を、また、夜時計をもお届けいたしました。<sup>38</sup>

---

<sup>37</sup> Paulus I, Ep. 42 (= MGH.Ep III, 553, l. 33 - 554, l. 15): In eis siquidem conperimus exaratum, quod presentes Deo amabilis Remedii germani vestri monachos Symeoni scole cantorum priori contradere deberemus ad instruendum eos psalmodii modulationem, quam ab eo adprehendere tempore, quo illic in vestris regiminibus extitit, nequiverunt; pro quo valde ipsum vestrum asseritis germanum tristem effectum, in eo quod non eius perfecte instruisset monachos. Et quidem, benignissime rex, satisfacimus christianitatem tuam, quod, nisi Georgius, qui eidem scholae praefuit, de hac migrasset luce, nequaquam eundem Simeonem a vestri germani servitio abstolere niteremur. Sed defuncto praelato Georgio et in eius isdem Symeon, utpote sequens illius, accedens locum, ideo pro doctrina scholae eum ad nos accersivimus. Nam absit a nobis, ut quippiam, quod vobis vestrisque fidelibus onerosum existit, peragamus quoquomodo; potius autem, ut praelatum est, in vestrae caritatis dilectione firmi permanentes, libentissimae, in quantum virtus subpetit, voluntati vestrae obtemperandum decertamus. Propter quod et prefatos vestri germani monachos sepe dicto contradimus Simeoni eosque obtime collocantes sollerti industria eandem psalmodii modulationem instrui praecepimus et crebro in eadem, donec perfectae eruditi efficiantur, pro amplissima vestrae excellentiae atque nobilissima germani vestri dilectione, ecclesiae doctrinae cantilena disposuimus efficaciam cura permanendum. Cf. Levy, A New Look (N.B. 21), 180.

<sup>38</sup> Paulus I, Ep. 24 (= MGH.Ep III, 529, l. 19-22): Direximus itaque excellentissime prae-cellentiae vestrae et libros, quantos reperire potuimus: id est antiphonale et responsale,

しかしながら、当時のローマにはフランク王国からの要請に十全に応えるだけの余力はなかった。加えて、ローマから送られてくる秘跡書や朗読配分表などが不完全であったり、フランク王国に伝わるガリア典礼の伝承を放棄することも容易ではなかったりしたため、これらの典礼書は早い段階で既存の典礼書との調和が図られ、再編集された<sup>39</sup>。たとえば、『古ゲラジウス秘跡書』やいわゆる『8世紀のゲラジウス秘跡書』などはこのような事情の下で成立したといわれる<sup>40</sup>。

このような状況では、信仰の一致のために聖歌をローマ教会のそれに一致させるという、後代まで受け継がれた理想とは裏腹に、典礼用聖歌を収めた交唱集 (antiphonale) や応唱集 (responsale) による実践も、秘跡書などと同じく手直しの道を辿らざるをえなかったと考えられる<sup>41</sup>。というのも、聖歌テキストの編集もあつただろうが、何より記譜法によらず口伝によって伝承された聖歌 (歌唱) の場合、ローマ聖歌というフランク人にとってはいわば異質な聖歌 (歌唱) は彼らの肌に合わず、苦勞の末に、彼らが習い親しんでいたガリア的な表現の枠内でのみローマ聖歌は伝えられただろうからである<sup>42</sup>。その結果、この最初の取り組みからおよそ1世紀経った頃には、ローマ聖歌とフランク聖歌 (グレゴリオ聖歌) とのあまりの差異に同時代人が驚くという事態が生じるのである。

insimul artem gramaticam Aristolis, Dionisii Ariopagitis geometricam, orthografiam, grammaticam, omnes Greco eloquio scriptas, nec non et horologium nocturnum.

<sup>39</sup> Cf. Klauser, *Die liturgischen Austauschbeziehungen* (N.B. 20), 172-177.

<sup>40</sup> Cf. C. Vogel, *Medieval Liturgy. An Introduction to the Sources* (revised and translated by W. G. Storey and N. K. Rasmussen), Washington D.C. 1986, 61-78; H. B. Meyer, *Eucharistie. Geschichte, Theologie, Pastoral. Mit einem Beitrag von Irmgard Pahl* (GDK 4), Regensburg 1989, 190.

<sup>41</sup> Cf. Klauser, *Die liturgischen Austauschbeziehungen* (N.B. 20), 175.

<sup>42</sup> Cf. S. Klöckner, *Analytische Untersuchungen an 16 Introiten im I. Ton des altrömischen und des fränkisch-gregorianischen Repertoires hinsichtlich einer bewußten melodischen Abhängigkeit*, in: *Beiträge zur Gregorianik* 5 (1988) 5-95. 22.

ここでは、教皇ヨハネス 8 世（在位 872-882 年）からの委託を受けて教皇グレゴリウス 1 世の伝記「グレゴリウス伝」を執筆した助祭ヨハネ（Johannes Diaconus, 825-880/882 年）の印象を一例として挙げるにとどめたい。助祭ヨハネは、フランク教会ではローマ聖歌の「甘美さ」が全く失われていることに憤懣やる方ない思いを抱き、憤りを込めて次のように語っている。

この〔グレゴリオ聖歌の〕旋律の甘美さを、ヨーロッパの諸民族、すなわちゲルマン人やガリア人たちは繰り返し何度も熱心に学び続けたが、彼らの軽率な精神のゆえに、また生来の粗暴さから、グレゴリオ聖歌の特徴に自分たち自身のものを混ぜてしまい、これを純粋なものとして継承することはできなかつた。実にアルプス〔の彼方に住む〕人たちの雷鳴のごとき声〔から出る〕甲高い大音響は、自分たちが受け取った旋律の甘美さをそもそも再現することは〔でき〕ない。酒びたりの喉〔が出ず〕野蛮な粗暴さが〔いくら〕うねりを上げ大反響をもって柔らかな歌を得ようと努めても、生来のどら声はまるでガタゴト音を立てながら道を行く荷車のように硬い声を放つので、それを聴くものの心は、慰められるべきはずなのに、粗っぽさと雄たけびによって当惑させられてしまうのだ。<sup>43</sup>

---

<sup>43</sup> Johannes Diaconus (Hymmonides), Vita St. Gregorii 7 (= PL 75, 90D-91A): Hujus modulationis dulcedinem inter alias Europae gentes Germani seu Galli discere crebroque rediscere insigniter potuerunt, incorruptam vero tam levitate animi, quia nonnulla de proprio Gregorianis cantibus miscuerunt, quam feritate quoque naturali, servare minime potuerunt. Alpina siquidem corpora, vocum suarum tonitruis altisona perstreptentia, susceptae modulationis dulcedinem proprie non resultant, quia bibuli gutturis barbara feritas, dum inflexionibus et repercussionibus mitem nititur edere cantilenam, natarali quodam fragore, quasi plaustra per gradus confuse sonantia rigidas voces jactat, sicque audientium animos, quos mulcere debuerat, exasperando magis ac obstrependo conturbat. Cf. Levy, A New Look (N.B. 21), 186.

## おわりに

以上、フランク王国の典礼史を、ボニファティウス、小ピピン、メッツのクローデガングラの時代に焦点を絞って史料を辿りながら素描した。そこからこの時代をひとまず次のように特徴づけておくことができるように思われる。すなわち、この時代は、ピピン以前はローマへの忠誠心を持った宣教師たちによって、ピピン以降はフランク王国宮廷のイニシアチブの下、典礼上の一致が信仰の一致を具現するとの認識に立って、典礼および聖歌のローマ化と統一化が図られた時期にあたる。また、当時は、ローマで教皇の典礼に携わっていたスコラ・カントールムのうち指導的立場にある聖歌歌手たちがフランク王国で聖歌の教授にあたり、あるいはフランク王国の聖職者たちが聖歌歌唱の修得のためにローマに赴いたりもしていた。

ところが、ローマ典礼による統一という理想は掲げつつも、フランク王国の典礼と聖歌歌唱とは実際にはローマ典礼と聖歌をそのまま写したものとはならず、フランク王国の実情や同時代人の心性に適応されてゆくことになる。800年までには「トナーレ Tonarius」と呼ばれる、グレゴリオ聖歌を教会旋法ごとに分類するリストが登場することから、この時代までには音楽的なカテゴリーが可能になる程度にはグレゴリオ聖歌の骨格もでき上がっていたとされる<sup>44</sup>。おそらくピピンの即位（751年）以降800年までの間にグレゴリオ聖歌の核となるレパートリーは成立したとみられる<sup>45</sup>。

この時期はちょうど、ピピンの後継者カール大帝の治世（768-814年）と重なる。今後は、カール大帝とその協力者たちによって進められた典礼改革を概観することによって、さらに当時の典礼実践に接近することにした。

\* 本稿は、「2008年度南山大学パツへ研究奨励金 I-A-2 (Nanzan University Pache Research Subsidy I-A-2 for the 2008 academic year)」に基づく研究成果である。

<sup>44</sup> Cf. R. Hankeln, Art. Tonar, in: MGG 9, 629-637.

<sup>45</sup> Cf. Agustoni, Gregorianischer Choral (N.B. 2), 211-213.